

令和2年2月28日  
四国電力株式会社

### 伊方3号機安全上重要な機器の一部復旧について

- 当社は、伊方発電所においてトラブルが続いたことを受けて、伊方3号機第15回定期検査の作業を中断し、トラブルの原因究明と再発防止策の策定に取り組み、その後に定期検査を再開することになっている。  
今後、原子力規制委員会において、トラブルの原因と対策について確認される予定となっている。
- 現在、定期検査の中断に伴い、機器を分解した状態で保管しており、別の1系統のみで必要な機能を確保しているが、この状態が長期間継続すれば、使用している1系統の運転継続期間が長期化するため、安全性・信頼性維持の観点から、系統の切り替え作業を実施する必要があるため、伊方発電所の運用管理上必要な作業として、分解した状態で保管している機器の点検を完了させて復旧し、2系統を確保することとしている。
- 今回の一部機器の復旧に当たっては、原子炉等規制法第43条の3の14（発電用原子炉施設の維持）にて要求されている技術基準適合の確認を行ったうえで、必要となる機器を使用するため、定期事業者検査を実施する。

#### [対象機器]

非常用ディーゼル発電機、原子炉補機冷却水ポンプ、海水ポンプ等の安全上重要な機器のA系統

以 上